

PPA方式による太陽光発電設備等導入事業の実施に関する協定書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と、●●●（以下「乙」という。）は、PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業の実施に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）募集要項等

本事業のプロポーザル方式による公募（以下「公募」という。）に関し、甲が令和7年○月○日付けで公表したプロポーザル募集要項、仕様書及び参加申請した者に対し提供した参考資料並びに質問に対する回答書（令和7年○月○日付け）をいう。

（2）企画提案書等

公募に対し、乙が提出した企画提案書一式（令和7年○月○日に実施したプレゼンテーションでの企画提案書一式についての説明及び質疑応答の内容を含む。）をいう。

（3）本施設

本事業の対象となる甲が所有する施設及び土地をいう。

（4）本設備

本事業において乙が本施設に設置し、所有、管理する太陽光発電設備及びその付帯設備をいう。

（5）目的外使用許可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく許可をいう。

（基本理念）

第3条 甲及び乙は、本協定に定められた事項につき、互いに協力し、信義を重んじ、誠実にこれを履行しなければならない。

（事業の実施）

第4条 乙は、乙の費用負担により本施設に本設備を整備し、及び維持管理し、本設備によって発電した電気を甲に売電する。

2 乙は、本事業の実施に当たり、本協定のほか、関係法令、募集要項等の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 乙は、本事業の実施に当たり、企画提案書等の内容に沿って実施するよう努めるものとし、その内容と異なる方法により本事業を実施する場合は、甲乙協議の上、対応を決定するものとする。

（事業の実施期間等）

第5条 本事業の実施期間（以下「事業期間」という。）は、本協定締結日から、本設備を撤去完了し、原状復帰するまでとする。

2 乙が本設備の設置及び整備を行う期間は、本協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙協議の上、別に定める。

3 本設備からの電力供給の期間（以下「運転期間」という。）は、乙が本設備により発電した電力を供給開始した日から20年間とする。

4 甲及び乙は、前項に基づく電力供給開始日を別途書面で定めるものとする。

(本設備の設置候補場所)

第6条 本設備の設置候補場所は、乙が企画提案書で提案した場所とするが、本設備を設置した場合、安全上及び衛生上必要な構造を有するものと認められず、かつその問題が解消できないと判断される場合には、甲は乙に対し、その理由を明示した上で、設置候補場所の再検討を求めることができる。

- 2 甲が前項に基づき設置候補場所の再検討を求めた場合、乙は速やかに再検討を行い、甲と協議した上で、新たな設置候補場所を提案するものとする。
- 3 甲は、設置場所決定後、乙に対して書面で通知するものとする。

(設備設置等に係る費用負担)

第7条 本事業の実施に係る本設備の設置、維持管理及び撤去に関する一切の経費は乙が負担する。

- 2 前項に規定する費用負担のうち本設備の設置に関する経費について、甲は、乙に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年3月31日規則第17号）及び令和7年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱等」という。）に基づき、補助金を交付するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する補助事業のもとで本協定を円滑に履行するため、補助金交付要綱等の内容を遵守しなければならない。
- 4 甲が本施設に係る高圧受電設備の保守管理業務を第三者に委託している場合、乙は、本設備の設置による当該保守管理業務に係る費用の増額相当分を負担するものとする。同様に甲が電気主任技術者を外部委託している場合、本設備の設置工事や設備点検に当たり電気主任技術者の立ち会いが必要な場合、その費用は乙が負担するものとする。

(電力供給契約)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づき、個別の電力供給契約（以下「契約書」という。）を締結する。

- 2 甲は、契約書に基づき、本設備から供給される電力の使用量に応じて、乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。
- 3 電気料金は、本設備から供給された電力のうち1月ごとの使用電力量に、契約書に定める電気料金単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を乗じた額とする。なお、乙は、電気料金単価の算定に当たり、前条第2項の規定により交付を受けた補助金額相当分を控除しなければならない。

(業務工程表の提出)

第9条 乙は、協定締結後、本協定に基づく業務（企画提案書等及び協議により決定した内容に基づいて本設備の設置、本設備からの電力供給及び本設備の撤去その他必要な措置を行うことをいう。以下同じ。）に係る工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表について、乙に対して修正を請求することができる。
- 3 本協定の規定により事業期間又は募集要項等の内容が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この協定締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。
- 5 第1項の規定に基づく業務工程表の提出は、甲が必要ないと認めたときは、免除することができる。

(行政財産使用許可)

第10条 乙が本施設に本設備を設置、整備し、使用するにあたっては、甲に対して事前に書面により本施設の目的外使用許可を受けなければならない。なお、本設備を用いて供給

される電力は甲が消費するため、使用料は全額免除される。

- 2 前項による目的外使用許可の期間は、使用許可の始期から始期の属する年度の末日までとする。ただし、乙は、第5条第1項に定める期間中は、目的外使用許可期間満了の1か月前までに、1年以内で目的外使用許可の更新を申請することができる。
- 3 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該本施設の目的外使用許可を取り消すことができる。ただし、第2号及び第3号においては、甲が乙に対しその事実を書面により通知し、なおも改善が認められない場合とする。
 - (1)乙が、本設備の運転を終了したとき。
 - (2)乙が、適切な維持管理を怠ったとき。
 - (3)乙が、募集要項等で定める事業実施の条件及びその他の条件並びに本施設の目的外使用許可条件に反したとき。
- 4 乙は、前項の規定による目的外使用許可の取消しに伴い発生した費用負担について甲に負担を求めるることはできない。

(現状変更の承認)

第11条 乙は、本設備の設置に伴い、土地、建物、工作物等の現状を変更する必要がある場合は、甲と協議の上、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）第30条の規定による現状変更の承認を申請するものとする。

(都市公園法に基づく許可)

第12条 本施設のうち都市公園内の施設において、乙が、当該施設に本設備を設置する場合のほか、設置工事に係る車両や資材、足場の設置など当該施設内的一部を占用する場合にあっては、都市公園法に基づき公園管理者の許可を受けなければならない。なお、公園管理者に対する許可申請は甲が行うこととする。

- 2 乙は、前項による許可申請に必要な情報を甲に提供するなど協力するとともに、許可に付された条件を遵守しなければならない。
- 3 甲は、事業期間中における第1項による本設備の設置に係る許可について、許可期間終了の1か月前までに、公園管理者に対して更新申請を行うとともに、行政手続法の規定に基づき、公園管理者をして遅滞なく当該申請に係る審査を開始するよう求め、許可期間満了日までに当該申請に係る許可を取得するものとする。
- 4 第1項及び前項による本設備の設置許可の期間は、設置許可期間の始期から10年以内の範囲内において、公園管理者が定める終期までとする。
- 5 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、本設備の都市公園法に基づく許可を取り消すことができる。ただし、第2号及び第3号においては、甲が乙に対しその事実を書面により通知し、なおも改善が認められない場合とする。
 - (1)乙が、本設備の運転を終了したとき。
 - (2)乙が、適切な維持管理を怠ったとき。
 - (3)乙が、募集要項等で定める事業実施の条件及びその他の条件並びに本設備の都市公園法に基づく許可条件に反したとき。
- 6 乙は、前項の規定による都市公園法に基づく許可の取消しに伴い発生した費用負担について甲に負担を求めるることはできない。

(実施状況の調査)

第13条 甲は、本事業の実施状況について乙による調査を希望する場合は、乙に対し希望する調査内容を申し入れることができる。この場合において、甲及び乙は、調査内容及び費用負担者等について協議の上、決定するものとする。また、乙は本事業の遂行に影響のない範囲において調査に協力するものとする。

- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合は、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合は、合理的な範囲でその指示に従わなければなら

ない。

(本設備の設置に係る検査)

- 第14条 乙は、本設備の設置が完了したときは、甲に対して通知をするものとする。
- 2 乙は、前項の通知に関して、本設備又はその設置方法が仕様又は法令等に適合しないことを甲が通知した場合には、速やかに改善ないし修正を行い、甲に対して改めて通知をするものとする。
- 3 甲及び乙は、本条に規定する甲及び乙の通知の実施及び内容如何により本設備における乙の責任が免責されないことを確認する。

(設備等損傷への対応)

- 第15条 乙は、事業期間中、本設備の設置、運営又は保守の工事、自然災害その他の事態に起因する本設備の損傷等又は甲若しくは第三者への損害賠償に備え、必要十分な保険へ加入するものとし、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

(運転期間満了時等における本設備の扱い)

- 第16条 乙は、運転期間が満了したとき、又は第10条第1項若しくは第12条第1項の許可が取り消されたときは、速やかに乙の費用負担と責任により、該当する本設備の全部を撤去し、本施設の原状復帰を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定により原状復帰を行う場合は、その内容等について、事前に書面で甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、撤去に当たり防水層を含む既設構造物等を破損させたときは、乙の負担でこれを修復するものとする。
- 4 撤去工事の実施期間などの詳細については、第10条第1項若しくは第12条第1項の許可期間満了以前に甲乙協議の上、定めるものとする。
- 5 第1項の規定にかかるわらず、運転期間満了の6か月前から運転期間満了の2か月前までに、運転期間終了時の設備の扱いについて、甲から乙に対して何らかの申し出があった場合には、本設備の扱いについて甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務等)

- 第17条 甲及び乙は、本事業に関連して相手方当事者から開示された機密情報を、相手方当事者の書面による事前の承諾なく第三者（甲又は乙の直接又は間接の親会社及び子会社並びにその他関連会社を除く。以下同じ。）に公表、漏洩し、又は本事業の目的以外に使用してはならない。なお、この義務は協定期間中のみならず、協定期間終了後1年間は有效地に存続するものとする。
- 2 甲及び乙は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならぬ。

(乙の禁止事項)

- 第18条 乙は、次の各号に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (1) 本施設の現状を変更すること。
- (2) 本施設の上に本設備以外の物品等を設置すること。
- (3) 本施設の強度を超える重量物、危険物、不潔な物、悪臭を発する物、有害物質、法令により保持・保管を禁止若しくは制限されている物品、その他甲及び施設の他の利用者並びに近隣に著しく迷惑となる物品を持ち込み又は放置すること。
- (4) 本施設において、甲又は本施設の他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (5) 本施設を本事業以外の用途に使用し、又は本施設を法令等若しくは公序良俗に反する目的に使用すること。

- (6) 本施設において、衛生上有害となる行為をすること。
- (7) 本施設において、風紀を乱す行為をすること。
- (8) 本施設の運営に重大な支障をきたすと客観的に判断されるレベルの騒音・振動等を出すこと。

(甲の禁止事項)

第 19 条 甲は、次の各号に該当する行為をしてはならず、甲の関係者（甲と委託又は請負関係にある者（再委託先・下請け先を含む。）をいう。以下同じ。）をして次の各号に該当する行為をさせてはならない。ただし、事前に乙の書面による承諾を受けた場合及び関係法令等の改正又は甲若しくは甲の関係者のいずれの帰責事由にもよらない監督官庁の行政指導に基づく場合には、この限りではない。

- (1) 本設備の改造、損壊若しくは取り外し、本設備への他の機器の取り付け又は本設備に影がかかる障害物の本施設への設置等、乙による本設備の発電量減少につながる可能性がある造作の本施設への設置を行うこと。
 - (2) 本設備に影響のある本施設の増改築、建替え、移築又は解体を行うこと。
 - (3) 本協定の規定によらずに、本設備に甲の業務上必要のない第三者を立ち入らせること。
- 2 乙は、甲が前項に定める事由に違反した場合、生じた損害等について甲に対し請求することができる。

(全部委託の禁止等)

第 20 条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、前項の規定により委託を行う場合は、当該委託先に本協定の規定を遵守させなければならない。
- 4 乙は、委託先が第 31 条第 2 項第 8 号から第 13 号（各規定中の「乙」を「乙の委託先」に読み替える。）までのいずれかに該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置を取らなければならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 21 条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本事業に係る権利義務及び本設備について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

(瑕疵担保)

第 22 条 乙は、本施設において本事業を遂行する上で影響のない程度の軽微な隠れた瑕疵を発見しても、甲に対し損害賠償等の請求をすることができない。

(著作権の侵害の防止)

- 第 23 条 乙は、乙が作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。
- 2 乙は、乙が作成した成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙の負担により対応しなければならない。

(特許権等の使用)

第 24 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(緊急時の対応)

- 第 25 条 乙は、本事業の実施に当たり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、本設備に関して事故、災害等による不具合等が発生したときは、直ちに甲に報告するとともに、速やかに実態を調査し、復旧のための適切な措置を講じ、当該不具合等の再発を防止するための対応を行うものとする。

(業務の中止)

- 第 26 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、乙の責めに帰すことができないものにより、設置場所の状態が著しく変動したため、乙が本事業に関する業務を行うことができないと客観的かつ合理的に認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

(乙の請求による運転期間の延長)

- 第 27 条 乙は、前条の規定その他特別の定めがある場合で乙の責めに帰すことができない事由により電力供給の中止期間が発生したときは、その理由を明示した書面により運転期間の延長変更を甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、合理的な範囲で、運転期間を延長しなければならない。

(甲の請求による運転期間の短縮等)

- 第 28 条 甲は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を乙に請求することができる。
- 2 前項の場合において、甲は、合理的な範囲で、必要があると認められるときにあっては、乙と協議の上書面で合意することにより第 8 条第 3 項の電気料金単価を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときには必要な費用を負担しなければならない。

(協定の有効期間)

- 第 29 条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定に特に定めるものを除き、本協定締結日から事業期間の終了日までとする。ただし、甲及び乙が別途書面により合意した場合はこの限りではない。

(協定内容の変更)

- 第 30 条 甲及び乙は、必要があると認めたときは甲乙協議の上書面で合意することにより、本協定内容の一部を変更することができる。

(本協定の解除等)

- 第 31 条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、誠実な協議を経た上で、本協定を解除することができる。かかる場合、甲及び乙のいずれも、相手方に対して、損害賠償、違約金その他名目の如何を問わず一切の金銭の支払義務を負わないものとする。

- (1) 天災等や法令変更等の不可抗力により、本事業の実施が著しく困難となった場合
(2) その他乙の責めに帰すべき事由によらず客観的に事業の実施が不可能と判断される合理的理由が認められる場合

- 2 甲は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、本協定を解除することができる。ただし、第 4 号及び第 5 号においては、甲乙協議の上、決定するものとする。本項

により解除した場合、甲は、乙に対して、損害賠償、違約金その他名目の如何を問わず一切の金銭の支払義務を負わないものとする。

- (1) 乙が、本協定又は関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 甲が乙にした第10条第1項の許可を取り消し、若しくは更新しない場合
- (3) 乙が、都市公園法に基づく許可に付された条件に反したことにより、公園管理者から第12条第1項の許可の取消しを受け、又は許可の更新が認められない場合
- (4) 乙が、当初の提案内容に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- (5) 乙の事業実施が乙の都合により、業務工程表に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断される場合
- (6) 甲が必要に応じて行う事業評価において、客観的に明らかに事業継続が不可能と判断された場合
- (7) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (8) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの中止をした場合
- (9) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (10) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
- (11) 乙の合併、会社分割等により法人格に変動が生じたことで、本事業の遂行が困難であると判断できる場合
- (12) 乙が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他その経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他その経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する等していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方が本号アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、本号アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。
- (13) 乙が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 役員等が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

- 3 乙は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、ただちに甲に通知の上、本協定を解除することができる。かかる場合、乙は、甲に対して、損害賠償、違約金その他の名目の如何を問わず一切の金銭の支払義務を負わないものとする。
- (1) 本設備への日射量又は日照時間に悪影響を与える工作物が設置された場合
 - (2) 乙の責めに帰さない事由により、第10条第1項又は第12条第1項に定める許可が取り消され、若しくは更新されない場合
 - (3) 甲が、本協定の全部又は一部に違反したとき。
 - (4) 甲が、乙に損害を与え、又はその信頼を失墜させるような行為をしたとき。
 - (5) 甲が、手形又は小切手を不渡りとしたとき、その他支払いを停止したとき。若しくは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたとき。
 - (6) 甲が、差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行若しくは競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
 - (7) 甲乙間で締結された本協定以外の契約に違反したとき。
- 4 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と判断される場合は、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。
- 5 本条第3項に基づき本協定が解除されたとき、又は甲の責めに帰すべき事由により乙が本事業を継続できなくなったときにかかる、甲から乙への違約金の規定について別途電気供給契約書にて定めるものとする。

(届出義務)

- 第32条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、直ちに書面により甲に届け出なければならない。
- (1) 乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
 - (2) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (3) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
 - (5) 乙が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難その他の事由により、損害を被った場合
 - (6) 本事業の実施に関し、本設備が滅失又は毀損した場合

(温室効果ガス排出削減効果の検証)

- 第33条 乙は、本設備で発電した電力の使用量から、あらかじめ甲と協議して決定した方法により、温室効果ガス排出削減効果を算出・検証し、毎年5月1日以降の甲が指定する期日までに、その年の3月31日以前の1年間における温室効果ガス排出削減効果及びその検証結果を甲へ報告しなければならない。

(関係者との調整)

- 第34条 本事業における電力系統への接続及び関係機関・近隣等関係者等との協議・調整は、乙の責任において行うこととする。

(環境価値の帰属)

- 第35条 本事業に伴い、甲が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、甲に帰属するものとする。

(本事業の公表)

- 第36条 甲は、本事業の情報を公開する際、乙の商号又は名称、所在地、本施設の所在地

及び使用面積、発電設備の概要等の主な事業内容を公表できるものとする。

- 2 甲は、本協定を解除した場合は、乙の商号又は名称、所在地、解除の内容及び理由を公表することができる。

(専属的合意管轄裁判所)

第37条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の所在地を管轄する松山地方裁判所とする。

- 2 前項の規定による適用法令は、日本国内法とする。

(協定外の事項)

第38条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

(甲) 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

(乙) ●●●●